

柏市選挙管理委員会 令和3年第5回臨時会 会議録

会議年月日	令和3年10月18日(月) 午前10時
会議場所	柏市中央体育館管理棟1階 応接室
日 程	
1	開 会
2	報 告
報告第 1号	専決処分について(在外選挙人名簿に登録する者を定めることについて)
3	議 事
議案第 1号	選挙人名簿から抹消することについて
議案第 2号	選挙人名簿に登録する者を定めることについて
議案第 3号	直接請求に必要な選挙人の数について
議案第 4号	在外選挙人名簿に登録する者を定めることについて
議案第 5号	四箇月転出者の随時抹消について
議案第 6号	投票所について
議案第 7号	投票所の投票管理者及びその職務代理者の選任について
議案第 8号	投票所の投票立会人の選任について
議案第 9号	投票記載所の氏名等の掲示の順序を定めるくじを行う日時及び場所について
議案第10号	期日前投票所について
議案第11号	期日前投票所の開始時刻の繰下げ及び閉鎖時刻の繰上げについて
議案第12号	期日前投票所の投票管理者及びその職務代理者の選任について
議案第13号	期日前投票所の投票立会人の選任について
議案第14号	在外選挙における指定期日前投票所の指定について
議案第15号	不在者投票を記載する場所について
議案第16号	不在者投票の時間の特例を定めることについて

- 議案第 17 号 開票の場所及び日時について
- 議案第 18 号 開票管理者及びその職務代理者の選任について
- 議案第 19 号 分割開票区における期日前投票所の投票箱等の送致を受けるべき開票管理者の指定について
- 議案第 20 号 衆議院小選挙区選出議員選挙における開票立会人を定めるくじを行うべき場所及び日時について
- 議案第 21 号 衆議院比例代表選出議員選挙における開票立会人を定めるくじを行うべき場所及び日時について
- 議案第 22 号 ポスター掲示場の設置場所について
- 議案第 23 号 最高裁判所裁判官国民審査の開票の日時について
- 議案第 24 号 最高裁判所裁判官国民審査の裁判官の氏名等の掲示場所について
- 議案第 25 号 選挙管理委員会委員長の執務場所について

4 閉 会

出席委員	榑 隆夫, 伊藤 美八江, 夏目 琴美, 久保 雅孝
------	----------------------------

欠席委員	なし
------	----

出席書記	関野 昌幸, 小野 健一郎
------	---------------

1 開会

榑委員長が挨拶及び開会の宣言をした。

2 報告

(1) 報告第 1 号 専決処分について（在外選挙人名簿に登録する者を定めることについて）

ア 榑委員長が報告案件を提出し、事務局に内容の説明を求めた。

イ 関野事務局長が報告案件を朗読の上、内容の説明を行った。

ウ 榑委員長が委員全員に異議がないことを確認し、報告案件は原案のとおり承認された。

3 議事

(1) 議案第 1 号 選挙人名簿から抹消することについて

ア 榑委員長が議案を提出し、事務局に趣旨説明を求めた。

イ 関野事務局長が議案を朗読の上、趣旨説明を行った。

ウ 榑委員長が委員全員に異議がないことを確認し、議案は原案のとおり決定された。

- (2) 議案第 2 号 選挙人名簿に登録する者について
- ア 榊委員長が議案を提出し、事務局に趣旨説明を求めた。
 - イ 関野事務局長が議案を朗読の上、趣旨説明を行った。
 - ウ 榊委員長が委員全員に異議がないことを確認し、議案は原案のとおり決定された。
- (3) 議案第 3 号 直接請求に必要な選挙人の数について
- ア 榊委員長が議案を提出し、事務局に趣旨説明を求めた。
 - イ 関野事務局長が議案を朗読の上、趣旨説明を行った。
 - ウ 榊委員長が委員全員に異議がないことを確認し、議案は原案のとおり決定された。
- (4) 議案第 4 号 在外選挙人名簿に登録する者について
- ア 榊委員長が議案を提出し、事務局に趣旨説明を求めた。
 - イ 関野事務局長が議案を朗読の上、趣旨説明を行った。
 - ウ 榊委員長が委員全員に異議がないことを確認し、議案は原案のとおり決定された。
- (5) 議案第 5 号 四箇月転出者の随時抹消について
- ア 榊委員長が議案を提出し、事務局に趣旨説明を求めた。
 - イ 関野事務局長が議案を朗読の上、趣旨説明を行った。
 - ウ 榊委員長が委員全員に異議がないことを確認し、議案は原案のとおり決定された。
- (6) 議案第 6 号 投票所について
- ア 榊委員長が議案を提出し、事務局に趣旨説明を求めた。
 - イ 関野事務局長が議案を朗読の上、趣旨説明を行った。
 - ウ 榊委員長が委員全員に異議がないことを確認し、議案は原案のとおり決定された。
- (7) 議案第 7 号 投票所の投票管理者及びその職務代理者の選任について
- ア 榊委員長が議案を提出し、事務局に趣旨説明を求めた。
 - イ 関野事務局長が議案を朗読の上、趣旨説明を行った。
 - ウ 榊委員長が委員全員に異議がないことを確認し、議案は原案のとおり決定された。

(8) 議案第 8 号 投票所の投票立会人の選任について

- ア 榊委員長が議案を提出し、事務局に趣旨説明を求めた。
- イ 関野事務局長が議案を朗読の上、趣旨説明を行った。
- ウ 榊委員長が委員全員に異議がないことを確認し、議案は原案のとおり決定された。

(9) 議案第 9 号 投票記載所の氏名等の掲示の順序を定めるくじを行う日時及び場所について

- ア 榊委員長が議案を提出し、事務局に趣旨説明を求めた。
- イ 関野事務局長が議案を朗読の上、趣旨説明を行った。
- ウ 榊委員長が委員全員に異議がないことを確認し、議案は原案のとおり決定された。

(10) 議案第 10 号 期日前投票所について

- ア 榊委員長が議案を提出し、事務局に趣旨説明を求めた。
- イ 関野事務局長が議案を朗読の上、趣旨説明を行った。
- ウ 榊委員長が委員全員に異議がないことを確認し、議案は原案のとおり決定された。

(11) 議案第 11 号 期日前投票所の開始時刻の繰下げ及び閉鎖時刻の繰上げについて

- ア 榊委員長が議案を提出し、事務局に趣旨説明を求めた。
- イ 関野事務局長が議案を朗読の上、趣旨説明を行った。
- ウ 榊委員長が委員全員に異議がないことを確認し、議案は原案のとおり決定された。

(12) 議案第 12 号 期日前投票所の投票管理者及びその職務代理者の選任について

- ア 榊委員長が議案を提出し、事務局に趣旨説明を求めた。
- イ 関野事務局長が議案を朗読の上、趣旨説明を行った。
- ウ 榊委員長が委員全員に異議がないことを確認し、議案は原案のとおり決定された。

(13) 議案第 13 号 期日前投票所の投票立会人の選任について

- ア 榊委員長が議案を提出し、事務局に趣旨説明を求めた。
- イ 関野事務局長が議案を朗読の上、趣旨説明を行った。
- ウ 榊委員長が委員全員に異議がないことを確認し、議案は原案の

とおりに決定された。

(14) 議案第14号 在外選挙における指定期日前投票所の指定について

ア 榊委員長が議案を提出し、事務局に趣旨説明を求めた。

イ 関野事務局長が議案を朗読の上、趣旨説明を行った。

ウ 榊委員長が委員全員に異議がないことを確認し、議案は原案のとおりに決定された。

(15) 議案第15号 不在者投票を記載する場所について

ア 榊委員長が議案を提出し、事務局に趣旨説明を求めた。

イ 関野事務局長が議案を朗読の上、趣旨説明を行った。

ウ 榊委員長が委員全員に異議がないことを確認し、議案は原案のとおりに決定された。

(16) 議案第16号 不在者投票の時間の特例を定めることについて

ア 榊委員長が議案を提出し、事務局に趣旨説明を求めた。

イ 関野事務局長が議案を朗読の上、趣旨説明を行った。

ウ 榊委員長が委員全員に異議がないことを確認し、議案は原案のとおりに決定された。

(17) 議案第17号 開票の場所及び日時について

ア 榊委員長が議案を提出し、事務局に趣旨説明を求めた。

イ 関野事務局長が議案を朗読の上、趣旨説明を行った。

ウ 榊委員長が委員全員に異議がないことを確認し、議案は原案のとおりに決定された。

(18) 議案第18号 開票管理者及びその職務代理者の選任について

ア 榊委員長が議案を提出し、事務局に趣旨説明を求めた。

イ 関野事務局長が議案を朗読の上、趣旨説明を行った。

ウ 榊委員長が委員全員に異議がないことを確認し、議案は原案のとおりに決定された。

(19) 議案第19号 分割開票区における期日前投票所の投票箱等の送致を受けるべき開票管理者の指定について

ア 榊委員長が議案を提出し、事務局に趣旨説明を求めた。

イ 関野事務局長が議案を朗読の上、趣旨説明を行った。

ウ 榊委員長が委員全員に異議がないことを確認し、議案は原案の

とおりに決定された。

(20) 議案第20号 衆議院小選挙区選出議員選挙における開票立会人を定めるくじを行うべき場所及び日時について

ア 榊委員長が議案を提出し、事務局に趣旨説明を求めた。

イ 関野事務局長が議案を朗読の上、趣旨説明を行った。

ウ 榊委員長が委員全員に異議がないことを確認し、議案は原案のとおり決定された。

(21) 議案第21号 衆議院比例代表選出議員選挙における開票立会人を定めるくじを行うべき場所及び日時について

ア 榊委員長が議案を提出し、事務局に趣旨説明を求めた。

イ 関野事務局長が議案を朗読の上、趣旨説明を行った。

ウ 榊委員長が委員全員に異議がないことを確認し、議案は原案のとおり決定された。

(22) 議案第22号 ポスター掲示場の設置場所について

ア 榊委員長が議案を提出し、事務局に趣旨説明を求めた。

イ 関野事務局長が議案を朗読の上、趣旨説明を行った。

ウ 榊委員長が委員全員に異議がないことを確認し、議案は原案のとおり決定された。

(23) 議案第23号 最高裁判所裁判官国民審査の開票の日時について

ア 榊委員長が議案を提出し、事務局に趣旨説明を求めた。

イ 関野事務局長が議案を朗読の上、趣旨説明を行った。

ウ 榊委員長が委員全員に異議がないことを確認し、議案は原案のとおり決定された。

(24) 議案第24号 最高裁判所裁判官国民審査の裁判官の氏名等の掲示場所について

ア 榊委員長が議案を提出し、事務局に趣旨説明を求めた。

イ 関野事務局長が議案を朗読の上、趣旨説明を行った。

ウ 榊委員長が委員全員に異議がないことを確認し、議案は原案のとおり決定された。

(25) 議案第25号 選挙管理委員会委員長の執務場所について

ア 榊委員長が議案を提出し、事務局に趣旨説明を求めた。

イ 関野事務局長が議案を朗読の上，趣旨説明を行った。

ウ 榑委員長が委員全員に異議がないことを確認し，議案は原案のとおり決定された。

4 閉会

榑委員長から閉会の宣言があり，第5回臨時会は，午前11時00分に閉会した。